

○議長 辻本 一夫君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党の松岡です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名1、障害者と健常者についてでございます。

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通を図るための法律「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が5月に施行されました。現在、町は共生社会の実現に向けた取組を行っているところでございますけれども、この法律の基本理念の下、関連施策をさらに推進しなければならないと考え、お伺いいたします。

この法は障害者と健常者が直面するコミュニケーションの壁をなくそうというテーマの下に、障害者が円滑に情報取得・利用し、意思疎通をしていけるよう国を挙げて取り組みを進めるための法律でございます。背景には、避難の呼びかけが聞こえない、聞こえても目が見えない人、足が不自由な人は自力で逃げられない。2011年の東日本大震災では、こうした状況で命を落とした障害者が多く、障害者の死亡率は住民全体と比べて約2倍に上がったとのデータもあります。命を守ることができても、避難所では目が見えず重要な貼り紙の情報があることすら分からない、アナウンスが聞こえず、食料などの配給が受けられないといった不便を強いられたという意見もあります。突きつけられた厳しい現実が契機となり、障害者情報の利用しやすさや意思疎通に焦点を当てた法整備を求める声が次第に高まってまいりました。これを受けて2017年に設立された超党派の議員連盟が、障害者団体と意見交換を重ねながら今回の法案を取りまとめました。そこでお伺いいたします。

本法の理念と町の義務づけはどうか規定されているのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは御回答いたします。

法の理念と町の責務についてということでございますので、この法律では4つの基本理念が示されております。

1つ目に、情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段として、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること。2つ目に、日常生活または社会生活を営んでいる地域にかかわらず、ひとしく情報の取得ができるようにすること。3つ目に、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること。4つ目に、デジタル社会において高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、必要とする情報を取得し利用することがで

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

きることの4つになっております。

町はこの基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務があると規定されております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁では4項目についての理念ということで説明がございました。

特にですね、3点目とか4点目、3点目の障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすると。4つ目に、デジタル社会において高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じて必要とする情報を取得し、利用することができるようにすると。そういった特殊なものもございますので、しっかりとこの理念を学んでまいりたいと思います。

それでは、町の施策についての方向性については、どのように規定されているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

国及び地方公共団体が取り組むべき（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

もう一度、質問の内容をしっかりと明示したいと思います。

自治体に取り組む具体的な施策、ポイントが明示されていますので、この点についてお伺いいたします。失礼いたしました。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

すみません、ちょっともう一度お願いします。申し訳ないです。

○議長 辻本 一夫君

もう一度お願いします。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

自治体に取り組む具体的な施策についてのポイントはどうなるのか、お伺いいたします。

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

主なものとしまして、障害者による情報取得等に資する機器やサービスの開発・提供に対する助成などの支援を行うよう努めること。障害の種類・程度に応じて、迅速・確実に防災・防犯に関する情報を取得できるようにする体制を充実すること。障害を持つ方が、多様な手段により緊急の通報が行えるようにするための仕組みを整備すること。また、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むため、意思疎通支援者、いわゆる手話通訳者の確保・養成・資質の向上等の施策に講じることなどが自治体に求められております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、施策のポイントを述べていただきました。

それではですね、実際ですね、次に要旨の3に行きますけれども、町の施策の方向性についてお伺いしたいと思います。

まず、障害者の手帳を所持しておられる方の人数をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

障害者手帳の所持者数というところで、令和4年11月1日現在で、身体589人、精神115人、療育112人の合計816人となっております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

障害者手帳をお持ちの方が町内に800人以上もおられるということでもあります。またですね、状況によっては同じような境遇に近い——手帳を持っておられませんが同じような状況で困っておられる方が非常に多いんじゃないかと思えます。

それではですね、今回、施策のポイントとして自治体への義務づけが今、先ほどのようにされているわけですが、町としての具体策はどのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

芦屋町においても法律で求められる町の責務に対する施策について、既に積極的に推進してまいりたいと考えております。芦屋町では障害者基本計画を策定し障害者支援施策を推進しておりますが、情報アクセシビリティに対応した施策にも既に取り組んでいるものがございます。

1つは、各家庭に配布している戸別受信機です。戸別受信機は災害時の避難情報や町からの重要な緊急情報を受信する機器で、町からの情報だけではなく住んでいる自治区からの情報も配信されております。受信した情報は音声によってお知らせするとともに文字で確認することもできるため、視覚障害者、聴覚障害者の方、また障害をお持ちでない方と同様に等しく情報を得ることができます。

次に、声で届ける広報あしやです。視覚障害者や文字を読むのが困難な高齢者などに対して、広報あしやと芦屋町議会だよりを音声にして提供しております。さらに、手話通訳者の育成にも取り組んでおります。中間市及び遠賀郡の1市4町で手話奉仕員養成講座、こちらの入門編と基礎編を年ごとに交互に開催しております。入門編を受けた方には引き続き基礎編を受講していただき、知識の向上に努めていただいているところでございます。このような施策を引き続き推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁でございましたように、町としてはですね、法律で求められる責務をしっかりとやっていくということなので、その点は評価できると思います。今、答弁でございましたように既にですね、共生社会の実現に向けて町としてもですね、今、御紹介がありました取組が行われているということだと思います。

1つは、目玉としては戸別受信機、それから広報紙、それからそういったものに関しての議会だよりも含めてですけども、音声でお伝えすることができるシステムがあると。また、手話通訳者の育成についてもですね、取り組んでいますよというお話でございました。

しかしながらですね、こういう面は合致する点がございますけれども、戸別受信機というのは非常にですね、有効であるし、導入についても私たちがしっかりとですね、御要望を上げて実現させていただいたわけですけども、これは非常にいいことだろうと思うんですけども、実際、戸別受信機についてもですね、言及されたことがございまして、やはりまだ全員が、本来であれば

こういった機器が届いた時点ですぐに設置するというのが当たり前のことなんですけども、人によってはまだされていない。特に障害者の方たち皆さんが全て取り付けておられればいいわけなんですけども、またそういったものを取り付けても実際に起動するかどうかもちよっと分からないところもございます。必ずや、これが全てオーケーということではないのではないかと思います。

また、広報紙の音読というか音声で流してくれるんですけども、こういった音声で届けてくれるための環境整備が整っていないと、やはりそれも障害者の皆さんに届かないというような状況も考えられます。そういうことでいろいろ対策を講ずるわけなんですけども、それが実際に対策に結びつくような形を取らないといけないのではないかと思います。またですね、手話通訳者についてもですね、育成についても後から言及しますけども、この数を非常に増やさないとなかなかいろんな取組もできないのではないかと。そういう点からしますと対策を、また不測の事態に備えてですね、こういった施策をさらに町としては一部やっておりますけども、さらなる充実を図らないとならないのではないかと思います。

そこでですね、町は取り組んでおりますけれども、2～3件関連する事項についてお伺いしたいと思うんですけども、1つはですね、イヤモード購入費補助の拡充についてお願いできないかということでお話をしたいと思います。

障害者サービスの対象にこれがなっているのかどうか、これをお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

イヤモードの購入が補助対象になっているかというところで、イヤモードを買うときは補聴器も大体ついてきますので、併せてちょっとお話をさせていただきます。

補聴器とイヤモードの助成事業としまして、補装具費支給制度と軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業があります。補装具費支給制度では、障害者手帳をお持ちの方が医師の意見書によって必要と判断された場合に支給されます。非課税世帯では、自己負担はありません。本人または配偶者のどちらかが課税であれば1割負担となっております。軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業では、18歳未満の児童で両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、障害者手帳の交付対象とならない児童が対象となります。助成額は3分の2ですが、非課税世帯は全額補助となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

それではですね、今、イヤモールドの購入費、補装具の件でありますけれども、この利用者の数と購入費はどの程度なのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

補装具の利用者数は直近5年の合計で31人となっております。1年間で6件程度の申請がっております。購入費につきましては国の定めた単価表がございまして、補聴器が4万3,900円、イヤモールドが9,000円となっており、課税世帯であっても5,300円程度で入手できます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の点ですけども、補聴器が4万3,900円、イヤモールドが9,000円となってるということでもあります。補助のほうも手厚くなってるような感じを受けますけれども、さらなる充実を図らなくてはならないという観点からしてですね、家計の負担がまだ大きいのではないかと考えるわけですけども、この点はいかがですか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

確かにですね、耐用年数が一応5年でありまして、必要な方は5年ごとに買い換えることができます。家計への負担がないということはないと思われませんが、課税世帯の方でも9割助成されておりますので、若干は助かっているものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

さらなる拡充をちょっとお願いしたいと思うわけですけども。

それではですね、次なんですけど、松山市がですね、人工内耳用のイヤモールドを、これは日常生活用具の対象品となるんですけども、こういうことを加えている自治体がございます。芦屋町については人工内耳用のイヤモールドについて、こういった助成を行う考えがないかどうかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

先ほど御説明しましたイヤモールドにつきましては、人工内耳じゃない通常の補聴器についての説明でございました。今、議員がおっしゃられましたとおり人工内耳につきましては、国は当初の装着は医療保険の対象としておりますが、イヤモールドや必要な電池については対象となっておりません。そのようなことから、日常生活用具の対象項目に松山市のほうも加えられておると思います。

で、芦屋町においてなんですけれども、他の日常生活用具との整合性との検討も必要でありますし、対象項目につきましては郡内の足並みをそろえて実施している点もございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

郡内の調整も図ってですね、前向きな対策が講じられればと考えます。

次に移ります。次はですね、先ほどの施策ポイントの2にございました防災、それから防犯関係の事例に関しての点でございます。それで、災害時の情報伝達についてちょっとお伺いいたします。

夏場の津波発生時の対応、これについてはどのように行っておられるのか。津波警報発令時の海での連絡手段、ここで聴覚障害者の方がおられるような、利用されてるときの対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地震が発生し津波が押し寄せるおそれがある場合、気象庁は津波警報を発表し、テレビ・ラジオ・緊急速報メールなど様々な手段で対象地域である人々に伝達されます。

芦屋町でも津波警報・大津波警報が発令された場合、先に紹介した情報伝達手段に加え、全国瞬時警報システム（Jアラート）により自動で戸別受信機や防災行政無線を通じて屋内・屋外の住民の方にお知らせをします。また、防災メールまもるくんやヤフーの防災情報などの防災アプリを入れていれば、携帯電話により災害等の情報を得ることができます。議員御指摘の夏場の主に海水浴場などにおいて津波警報が発表された場合、直ちに避難する必要があります。しかし、

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

海水浴場などでは携帯電話を所持していない方も多く、また、視覚に障害をお持ちの方にも情報を伝達することが求められます。

こうした課題を踏まえて気象庁では検討が重ねられ、旗による伝達手段として令和2年6月から津波フラッグの普及啓発が行われています。津波フラッグは津波警報等が発表されたことをお知らせするもので、長方形を4分割した赤と白の格子模様のデザインです。縦横の長さや比率に決まりはありませんが、遠くからでも視認できるよう短辺100センチ以上が推奨されています。また、津波フラッグは主に船舶間の通信に用いられ、「貴船の進路に危険あり」を意味する国際信号機であるU旗と同様のデザインです。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられていることで知られています。ただし、津波フラッグの認知度は十分とは言えず、消防庁・気象庁や各気象台やライフセービング協会、各市町村を通じて津波フラッグの活用とともに周知に努めているところです。

本町においても福岡管区気象台から海水浴場での活用を図っていただきたい旨の依頼があったことから、芦屋海水浴場を管理する芦屋町観光協会に活用をお願いを本年4月に行ったところです。芦屋町観光協会からは津波フラッグの認知度が十分でないことから、現在、波高が高いときに用いる、赤字に遊泳禁止と描かれたフラッグを津波警報等が発表された際には用いて、海水浴場にいらっしゃる方に周知すると確認をしております。観光協会に来年度、津波フラッグを導入していただくよう要請していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今ありましたように聴覚障害者の方にですね、今は冬なんで何となくこの夏場の問題を挙げるというのはちょっと引けるわけですけども、それでもですね、やっぱりフラッグを国としてもですね、規則を改正してそういった伝達の手段を令和2年の夏からですね、行うということになりましたので、これをしっかりとですね、普及啓発をしなければいけないと思いますので。ただ、皆さんが分からないのを振って上げても「何のこっちゃら。」っていう話になりますので、これはですね、しっかりとですね、普及啓発していただきたいと思います。

それではですね、続きましてこの避難所の対応ですけども、障害者の方、聴覚障害者の方が避難所に来られたときの対応についてちょっとお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

障害者などの耳の不自由な方が避難所に来られた場合、福祉課において筆談が可能な持ち運びができるホワイトボードを準備して対応することとしております。また、日常生活の手話であれば対応できる職員も数名いますので、必要に応じて対応に当たりたいと考えております。

聴覚障害の方だけにかかわらず、内部障害、難病、また妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするよう、福岡県が作成しているヘルプマークやヘルプカードを避難所である総合体育館、中央公民館に準備して対応するように考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

災害対応についてはですね、命に関わる事項でありますので、しっかりと対応をお願いします。

今、最後にございましたヘルプカード、これについても施策のポイントの3にございまして、そういった障害者の方がですね、困っている緊急通報を行うシステム、今のところヘルプカードが大きなものだと思うんですけど、これについても一般質問させていただきましたけども、やはりそういったヘルプカードだけじゃなくして、やっぱり自分が障害者っていうことで障害者の方が訴えられる体制づくり、こんな避難所が開設されたときでもですね、皆さんが気を配ってみんな支え合う仕組みづくりが重要じゃないかと思えます。

それでは次に移りますけれども、施策のポイントの4にございました手話言語についてお伺いします。

現在ですね、手話通訳者の町の数、通訳者の活用状況についてどうなってるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町の手話通訳者の数についてですけれども、芦屋町手話の会では、大人7人、子供10人で活動をされております。また、その活用状況につきましては、町の講演会等で手話通訳をお願いする場合は芦屋町手話の会をお願いしております。

また、町では手話通訳者派遣事業、こちらを実施しております。登録してもらっている手話通訳者は2名となっており、この派遣事業は手話を必要とされる方が病院の診察や様々な手続などの日常生活において、手話通訳者の支援を受けることができるものです。活用状況としまして、平成30年度は66回、令和元年度は40回、令和2年度は34回ありましたが、令和3年度は

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

11回、令和4年度は現在までで1回と減少しております。その理由は、よく利用される方がお亡くなりになったのが原因でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁の中でちょっと気になる点がございます。「利用者が少なくなったので、今、活用状況は停滞気味です。」というお話でした。しかしながらですね、1人でもおられればということで、亡くなられて残念な結果でしょうけども、こういったことで共生社会の実現に向けた取組を町としても挙げてやっておられますので、1回これが途切れると次の構築も非常に難しい状況になりますし、やはりこういった障害者を見守る体制づくりっていうのは日頃からやっておかなければ、急遽何か構築しようとしても難しいものではないかと思っておりますので、以前にも増してですね、その体制づくりについては頑張ってください。

それでは他自治体の状況、活用事例はどのようになっているのか、掌握されてるかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

他自治体例についてですが、障害者福祉サービスである地域生活支援事業の1つに意思疎通支援事業というのがありまして、手話通訳者の派遣事業がこちらに当たりますので、他の市町村においても芦屋町と同様の現状であると考えられます。

また、先ほど御説明した手話奉仕員養成事業も地方自治体の事業と定められておりますので、他の自治体でも同様に実施されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

他の自治体も芦屋町と同じような状況じゃないかということなんですけれども、先ほど答弁の中に手話通訳者の派遣業務がございまして、登録者が2名というお話でした。こういった法律ができて、さらにそういった手話通訳者を増やそうじゃないかという大きな取組が進められている中で、このままでいいのかという疑念が私にはございます。

手話通訳者の活用についてはですね、機会がたくさんあるんじゃないかと思えます。今回の芦

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

屋町の人権研修会、まず今回は映画ということで、非常にその辺りも活用されるのかなと思ったりもしておりますけど、どうも行われなような話もございます。映画については字幕が映らないというような話もございまして、本当に人権の映画としてどうなのかなと思ったりもします。それを検討した結果、今回の人権まつりになったんじゃないかというふうに思いますので、今後ともですね、そういった人権についての取組を充実させなければならないと思います。

それではですね、こういった通訳者の人材育成の状況と育成の必要性をどのように町は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町内における手話通訳者の育成は大変重要なことであると認識しております。手話通訳者の育成につきましては、先ほど説明した遠賀中間1市4町の合同で実施している手話奉仕員養成講座がありますが、さらなる手話の知識向上を希望する方には県が実施している手話通訳者養成講習会、こちらを案内しております。

芦屋町としましては手話に対する理解の促進や必要性を啓発することで、まず手話に興味を持っていただき、興味を持っていただいた方が最初に手話に触れていただく入門等の初級講座を今後も積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは最後なんですけども、他自治体ではこの手話言語に関わる条例を制定している自治体はかなり多くあります。条例の名称はそれぞれ違うわけなんですけども、この法の理念に基づいたそういった条例を制定して、自治体として積極的に取り組んでいるところがございます。また、我が町についてもですね、今回の法律、そういった理念に基づいて推進する意味からしてですね、手話通訳者のですね、やっぱり充実を図ったりとか普及啓発、そういった理解をしてもらう、町民の皆さんに理解をしていただいて、町を挙げて取り組むべきではないかなというふうに思うわけなんですけども。

それではですね、この条例を全国に制定している状況はどうか、また手話言語に関わる条例制定の見解について、どうお考えになるかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

手話言語条例は令和4年11月1日現在で、全国では県の制定も含めてですが459の自治体が制定しております。県内でも12市町村が制定しております。

こちらを芦屋町としてどう考えるのかというところで、議員おっしゃられるとおり条例化をすることで住民の意識改革、啓発につながるものであるというのは考えられます。障害者福祉施策については郡内足並みをそろえて実施することが多くありますので、郡内の課題として取り上げ、条例化に向けた調査研究を行いたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりとですね、取り組んでもらいたいと思います。障害者と健常者の壁がなくなる優しいまちづくり、これを期待したいと思います。

続きまして2件目に移ります。2件目は電子図書館についてです。

社会情勢の変化を踏まえ、電子図書館を配置する自治体が急激に増えております。電子図書館については導入効果が多々考えられます。さらなる図書館の機能の充実が求められると思います。そこで、町の中央図書館も電子図書館を導入すべきであると考えてお伺いいたします。

要旨1、電子図書館サービスの現状についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、お答えいたします。

電子図書館とは、実際に図書館に行かなくてもインターネットを通じてお手持ちのパソコンやタブレット、スマートフォンなどから図書館が所蔵するデジタルデータで作成された出版物（電子書籍）を紙の本と同じように借りて読むことができるサービスです。

電子図書館のサービスは、貸出し・返却以外にも検索・閲覧などのサービスがあり、利用者はどこにいても365日24時間利用することができます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

サービスと一部メリットを述べてもらいました。

それではですね、現在この普及率はどの程度なのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

一般社団法人電子出版制作・流通協議会が発表している最新のデータでは令和4年10月1日現在、全国の24.4%に当たる436自治体が電子図書館を導入していて、近年急激に増加しております。なお福岡県では現在、県立図書館を含め37.7%の23自治体が導入しており、全国第8位の導入率で、芦屋町近郊の自治体では北九州市、宗像市、岡垣町が導入しています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今ありましたように、かなりですね、今10月現在の数を多分本石課長が答弁してくれたと思うんですけど、1月1日現在ではですね、272自治体、265図書館だったんですが、この10か月で400を超える自治体が入っている。こういう面からすると非常にですね、やはり何か社会的な大きな変化があったんじゃないかと思います。

なお、もう既に海外でもですね、アメリカですけども非常に多くの電子図書を入れておりまして、紙の5分の1、要するに図書の5分の1は電子図書と。またシンガポールにおいては2014年には1,100万の蔵書、電子図書が導入されていると。海外の中でもアメリカ、シンガポールに限定されますけども、かなりそういった電子図書館が設置されてるということでもあります。今ありましたように、遠賀郡でも岡垣町が入っています。「ちょっと先を越されたかな。」と町長は思っておられませんかね、と思うんですが、その辺り、負けず嫌いの芦屋町でいきたいなと、いけたらなと思います。

それでは、ここで伺います。導入効果、メリットはどういった点にございますか。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

電子図書館利用者のメリットの1つは先ほど申しましたが365日24時間、家でも外でも利用できることです。貸出し・検索・閲覧といった使い方が時間と場所を選ばずにできるので、利用者の利便性は向上すると考えられます。また、文字の拡大表示や音声読み上げといった機能があり、障害者や高齢者の方々の利用支援にもつなげることができると考えております。

一方、運営側のメリットとしては貸出し返却業務及び延滞による督促業務などが軽減されると

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

ともに、書籍の保管場所が不要で、現物管理の手間や貴重資料の紛失・汚損リスクが解消され、在庫管理業務の効率化にもつなげることができると言われております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁にございましたように利用者のメリットとしてですね、とりわけ先ほどの件名1で挙げましたように、障害者の方に対しても手厚くこういったものが利用できる体制ができるということであると思います。なおですね、今の答弁の中にはございませんでしたが、本石課長のところの所管が生涯学習ということで図書館を中心にした考えでありますけれども、それ以外にもですね、自治体それから学校のメリットもございます。一般的に言われるのは、図書館や学校に来られない人に伝えたい情報・資料を提供できるシステムであると。「非来館者サービスの一環でやりますよ。」と。また、日本全国または海外の方々に自治体、芦屋町をアピール、学校をアピールする手段として使うこともできます。「自治体・学校が作成した資料を公開可能です。」ということで、また住民・生徒・父兄に対して情報発信ができるということまであります。

先ほどもありましたように、読書アクセシビリティ機能により障害者サービスが可能であると。こういう点も強みでございます。子育て支援、子供の教育の充実、教育格差の助成にもつながるというメリットもございますので、そういう意味からしても効果が非常にあるのではないかと思います。

それでは要旨の3ですけども、電子図書館の普及がこれほど向上している社会的情勢の変化、背景はどういったことがあると考えておられるのか。また、具体的に導入事例についてはどうかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

各自治体が電子図書館を導入する理由は様々だと思いますが、次のような社会情勢の変化が導入に影響を与えていると考えております。

1つは「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」、通称「読書バリアフリー法」の成立です。これは令和元年6月に成立したもので、障害の有無にかかわらず全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律で、地方公共団体は国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ施策を策定・実施する責務があると規定されております。紙の書籍には大きな文字で書かれた大活字本や点字図書などもございますが、近年はデジタル化の流れを

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

受け、文字の拡大機能や音声読み上げ機能に対応した電子書籍が普及しており、電子図書館の導入は障害者サービスの拡充に有効であると考えられます。

次に、文部科学省によるGIGAスクール構想への取組です。町内小中学校の児童生徒に1人1台のタブレット端末が配備されておりますが、これを用いることで、電子図書館で借りた電子書籍を学校において教材として活用することの可能性が広がるとともに、図書館利用が減少している若年層の読書活動推進に寄与することができると考えられます。

そして、新型コロナウイルス感染症の脅威です。電子図書館は図書館に来館せずに貸出しサービスを受けられる非接触型の行政サービスなので、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避でき、拡大予防に有効的であると言えます。

そして導入事例についてですが、令和2年度に文部科学省が実施した子供の読書活動の推進等に関する調査研究に関する報告書に、読書推進活動の取組事例が紹介されております。その中から幾つか事例を紹介いたします。例えば静岡県熱海市の熱海市立図書館では、市内の小学校で音声付きの英語の絵本をタブレットからモニターに映して解説をする朝読書の取組を試験的に行ってらっしゃいます。また、岐阜県関市の関市立図書館では、小中学校の各学校に1つずつIDを配布し、朝の読書活動や読み聞かせなどの活動で電子書籍を活用してもらっているとのこと。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、次ですけれども、電子図書館の導入についてデメリットがあるんですけども、今回はちょっと割愛させていただきます。電子図書が高いとかですね、そういうことで導入に関して紙の図書よりもちょっと高額、今のところ2倍になるっていうふうに聞いておるんですけども、これについては省かしていただきまして、最後なんですけど、導入に当たって何か障害があるのかと。そういった点と、電子図書館の導入についての町としての見解はいかがでしょうか。これについてお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

電子図書館の導入は現行の図書館事業の代替にはならず、もう1つ新しい図書館を整備するイメージであると言われております。この理由が貸出し可能な電子書籍の種類・冊数が少ないことで、これが電子図書館のデメリット、導入を迷う要因であると考えられます。紙の書籍や資料が全て電子化されているわけではないため、電子図書館で読める本の種類・数が非常に限られます。

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

例えば育児や料理、絵本、ビジネス書などは比較的電子化されると言われておりますが小説は少なく、最新の小説が発刊と同時に電子書籍になることは少ない状況です。このような状況の中で、利用者ニーズに合った選書となるかどうかというところが悩ましい部分であると考えております。

現在の芦屋町図書館の利用状況や、実際に電子図書館を導入している岡垣町などの利用傾向など情報を分析して、電子図書館の導入については導入及び維持コストを踏まえて利活用について十分に検討した上で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁ございましたように電子図書館についても今、デメリットを含めた形だと思うんですけど障害となるところがございます。アイテムがちょっと限定的になってるとか、そういうところもありますけども、メリットのほうは非常に多いんじゃないか、デメリットよりもですね。ただ、あとは経済的な負担、町がこれを構築するってなると非常に厳しいところがございます。単町でやったほうがいいのか、広域を含んでですね。電子図書館を新たに造るような形になりますので、遠賀郡4町でこの辺りはまず町長等含めてですね、今後の検討課題で前向きに検討していただければと思います。

それでは、件名3に移らせていただきます。ワクチン接種の助成についてです。

これも何度となく一般質問で出てるところでありますけども、インフルエンザも含めてなので、その辺り医療事務関係で切迫するというような御意見もございますけれども、やはり私は、インフルエンザの助成についてはやっていただいたらというふうに思うわけです。

そういうことで経済的な負担が非常に大きいということで、家計で困ってる方、それから受験で困ってる方、そういう方もおられます。高齢者について、私は先日打ちましたけども、1,500円で。ありがとうございました。65歳以上は一応そういうことで定期接種ってことで、65歳未満の方に申し訳ありません。私はインフルエンザを打ってまいりましたので、そういうことで多くの方が助成を受ければ、特に子供さんの多い家庭、それから受験を控えた子供さんがおられるところ、そういったところはどうかなと思うんですけど。

そこでお伺いをしますけど、他自治体の状況、助成の動きについて、また助成内容、費用についてはどうなってるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えします。

現在、県内においてインフルエンザワクチン接種に対する助成を行っている自治体は、60自治体のうち本町を含めて57自治体となります。内容といたしましては、定期接種の対象である重症化リスクの高い65歳以上の高齢者への助成が主なものとなっております。また、北九州市をはじめとした10の自治体では、小児や妊婦等への助成も行っています。

助成費用につきましては自治体ごとに様々で、接種費用の半額程度を助成している場合が大半ではありますが、中には全額を助成している場合もあります。ちなみに芦屋町では先ほど議員おっしゃられたんですけども、定期接種対象である65歳以上の高齢者及び60歳～64歳までの身体障害者手帳1級程度の方に対して、接種費用の半額程度に当たる一律1,500円で接種できるよう助成しています。併せて、65歳以上もしくは60歳～64歳までの身体障害者手帳1級程度の方で、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方については無料で接種できるよう助成しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

自治体においてはですね、コロナの関係でですね、同時流行が懸念されるという状況を踏まえて65歳以上は無料接種を行ってる自治体もありますけども、町の見解はこの点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

今おっしゃられたように、現在我が国におきましてはインフルエンザと新型コロナの同時流行が懸念されております。インフルエンザワクチン助成の拡充については同ワクチン接種率向上につながり、新型コロナとの同時流行防止に有効であると考えます。また、現在の物価上昇等に伴う家計負担軽減の効果もあると考えています。一方で、令和3年度から本格的に開始された新型コロナウイルスワクチン接種によって全国的に医療機関の負担が増加し、町内の医療機関においても業務がかなり逼迫しています。そのため、中間市と郡内4町では遠賀中間医師会等関係機関と協議し、インフルエンザワクチン接種に対する助成については、現在の重症化リスクの高い65歳以上の高齢者等を対象としたものとしています。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮しながら引き続き関係機関等

と協議し、効果的な助成について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

業務が切迫しているっていう話であれですけども、私は先ほどから言ってますように、ちょっと負担の大きいところとかですね、受験者とかそういったところまで気配りできたらいいのになと思ったりしております。高齢者の方についてもやはり無料でできればというところがあります。財政の状況もございますので無理やりは申し上げることができないと思います。

次、要旨2に移りますけど、実は带状疱疹ワクチン接種についてでございます。

これがですね、メディアによりますと「脅威である。」というふうに言われています。何でかと。80歳までに3分の1の人がかかると言われています。国としてはですね、ワクチン接種について定期接種は带状疱疹については検討されております。しかしながら、いまだ定期接種には至ってないという状況で、今後これは定期接種になればいいのになと思えますけれども、国の状況もございます。そういった中で町の対応はどうなるのだろうかなど。

そういった定期接種には至ってないんだけど、これはちょっと判断していただいて、できれば助成をしていただけないのかなど。インフルエンザを含めてそういった内容なので、非常に財政の状況も踏まえつつ申し上げなくちゃいけないんで、ちょっと不要なところもありますけれどもお願いできればと思います。带状疱疹のですね、発生要因、それからコロナの感染症との関係はどうなのか伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうの原因ウイルスである水痘带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。発症要因といたしましては、加齢、病気、疲れなどで抵抗力が弱くなると、潜伏していたウイルスが活性化し、带状疱疹を引き起こすとされています。国立感染症研究所によりますと、我が国における带状疱疹の発症頻度は年間1,000人当たり5人程度で、加齢に伴い増加する傾向があり、50歳を境に発症率が急激に上昇し、70歳以上では年間1,000人当たり10人以上になるとされています。また、そのうち約3%の方が入院を伴うような重症化するリスクがあるとされています。

新型コロナ感染症との関連性につきましては明確な根拠はございませんが、一説ではコロナ禍

での生活習慣の乱れや経済的不安等によるストレスが発症要因の1つとなっていると言われてい
ます。また、コロナ感染により免疫システムがダメージを受けることにより、コロナ感染者の帯
状疱疹発症リスクが高まるとも言われています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、発症要因の話をお願いしまして、コロナとの関係もお伺いしました。

資料を2枚ほどお配りしてありますが、まず資料として書いてあるほうをちょっと御覧ください。
帯状疱疹の臨床的な特徴をここに書いてお配りしております。

特に、私はまだかかってないんですけど、かかった方もおられるんじゃないかと。80歳まで
に3分の1がかかるということで、これですけども、皆さん小さい頃、ほとんどの方が水ぼうそ
うにかかったことがあるということだと思えるんですね。今の子供たちはどうかというと、かか
るんですか？ちょっと分からない。昔はですね、「水ぼうそうにかかっている。」と言ったら、「よし、
うちの子供連れてけ。」とか言って、みんな連れていかれた思い出があります。ということで、大
体は抗体を持っておられるんですけど、これがウイルスらしいですね、感染するのは。それがで
すね、死滅してなくて、皆さんの神経——中枢のほうに結局潜ると。で、免疫が落ちたらそ
れが上がってくるという状況になるそうです。

そういう状況の中で、何でこんなはやってきたのかなという話で、コロナで免疫が落ちればそ
れはあるでしょうけど、実は2014年からこの水ぼうそうのワクチン接種を子供たちが打つよ
うになって、結局そういったウイルスに感染してる子供たちがいなくなった。そういった子供た
ちがおれば抗体を持ってるので、私たちが近寄っていったらブースト関係でワクチンの接種と同
じように活性化するそうです。それで、結局免疫力がまたかあっと上がってウイルスに勝つと。
そういうことで起こらなかったんですけど、ここに至っては今のところそういったブースト効果
がなくなったから、みんなのんびりしてる。で、免疫力、特にこういった議会に出てくると疲れ
たなどっていけばかからないとも限らないし、疲れてきて仕事も皆さん大変でしょうから、職
員の皆さんもですね、かかると。特に50歳からかかっていって、年齢が上がるとともにパーセ
ンテージが上がります。70歳からすると10%ぐらいとか、80歳近くなってくるとその程度
になるので、周りを見渡してみたら多分そういう方もおられるんじゃないかと。

それから合併症ですけど、ここにありますが、下にですね、書いてあるとおり、いろんな合併
症、重篤になる可能性があります。かかった人の約20%がかかるといふうに言われてまして、
ここにありますが、顔面に発症した場合ですね、顔面神経麻痺、聴覚障害、目の角膜炎などの合

併症が起こりますと。傷も残りますよと。で、ごくまれに髄膜炎や脳炎を起こすこともあります。痛みから外出をしなくなってしまうたり鬱になったり、高齢者では認知症につながっていく危険性もありますよということでメディアのほうから報じられて、「日本で急増する『带状疱疹』の知られざる脅威」、そういうことで、もう暗に何ですかね、ひょっとすると危ないよっていうことでですね、危機があるんで、周りに発症された方を見ると皆さん多分「自分も打たないけんな。」ってやっぱりなるんですけど、関係なかったら「いや、こんなのはどうでもいいわ。」ってなるんですが、やはりそういうことで発症しますということで、そういった環境にあるということを重ね承知してもらいまして、国のほうも検討しておりますので、その辺りの助成でワクチンを打ってもらいたいと思います。

生ワクチンがちょっと高くてですね、2万円の2回打ったら4万円とか、不活性ワクチンで4,000円の8,000円ということで、今からお伺いしますけども、そういった自治体で助成をしているところがどうなのかっていうことでお伺いしたいと思います。それではですね、他自治体の助成状況についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えします。

現在、県内においてこの带状疱疹ワクチン接種に対する助成を行っている自治体は、60自治体のうち太宰府市のみの1自治体となっています。内容といたしましては、接種者全員に接種費用上限1万円を助成するものとなっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まだまだちょっと福岡県は少ないですけども、他県についてはまだ多いですね。今、太宰府市だけっていうことで、福岡県はちょっとのんびりし過ぎてるかなと思います。

それから、資料として2枚目をお配りしてます。これはですね、勝手ながら私がデータ——宮崎市で発生した今までの状況、それから国立感染症研究所が発表してるデータを基に、芦屋町に照らし合わせたらどのぐらいかなということを出した資料です。

右の表で、50歳以上が76名で重篤するのが16名ぐらいじゃないかということで算出しますが、これエクセル使った関係で四捨五入関係で数字がちょっと17とか16になってますが、大体50歳以上で16名ですね、重篤する人は。带状疱疹になる方は76名。65歳では

令和4年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

53名の13名。これは勝手ながら私が宮崎市のデータをそのまま芦屋町に置き換えたことなので、御了承願います。このぐらいの程度ですということですが、大変ですということ。

最後にお聞きしますが、ワクチンの助成についての見解をお伺いいたします。あと49秒しかありません。お願いします

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

带状疱疹ワクチンの接種に対する助成につきましては、今からですね、接種に対する費用対効果等を十分に検証した上で、実施の有無を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

以上をもちまして終わります。これについても取組をよろしく申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。